

愛媛県NPO等自立モデル事業募集要領

1 趣旨

行政課題が複雑・多様化する中、行政等の制度で対応困難な課題や新しいニーズに迅速かつ柔軟に対応できるNPO等が雇用の受け皿となって自立し、地域活性化の担い手として活躍できるよう、寄附や収益事業などNPO等が自ら資源（人・物・資金）を獲得し、それを原資とした活動を地域に還元する成功モデルを創出するための事業に助成します。

2 定義

(1) NPO等とは

この事業におけるNPO等とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、地縁団体、公益法人等を指します。

(2) NPO等の自立とは

寄附等の資金獲得のためには、NPO等の経済的な自立のみが目的では理解は得られず、活動の先にある地域課題の解決が重要であることから、多くの県民の共感が得られるよう、地域課題を解決しながら資金を獲得し、獲得した資金を財源とした活動を地域に還元する成功モデルを創出するものです。

3 応募資格者

県内のNPO等又はNPO等を支援する組織とします。

ただし、著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動をしている団体や、宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く）を主たる目的にしている団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体等は対象となりません。

4 事業の採択要件

- (1) 公益活動を担うNPO等の自立に向けた先進的な取り組みであり、他のモデルとなるもの
- (2) 寄附付き商品の開発など寄附の促進やソーシャルビジネスなど収益活動により得た資金を原資とした、多様な主体の協働による地域課題解決に向けた取組みを進めるもの。
- (3) 事業成果が一時的なものとならないように当該事業終了後もその仕組みを活用した取組みを継続させられるもの

5 事業の実施期間

交付決定日（平成28年7月頃）から平成29年3月15日まで

6 補助金等

(1) 対象となる経費

事業に必要な人件費、諸謝金（委員、講師等）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費等

その他、事業を実施するために必要かつ適切な経費については、別途ご相談ください。

なお、施設等の整備及び設備備品の購入については原則対象外とします。

ただし、申請事業を実施するに当たり必要不可欠なものであり、終了後の取り扱いが明らかかつ確実なものについては、審査により必要最小限で認める場合もあります。

(2) 対象外経費

経常的な経費、行政による他の補助金等に採択されている事業は対象外とします。ただし、補助対象部分が明確に区分できる場合はこの限りではありません。

(3) 補助率・補助金額

補助率：10/10 ただし、1件につき150万円まで

(4) 収入の返還

当該事業の実施により、発生した収入がある場合、得られた収入は対象事業費から差し引いてください。

ただし、特定目的の寄附等使途が限定されている収入については除外します。

(5) 補助事業の件数

3件

7 応募方法

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、公益財団法人えひめ地域政策研究センターまで、郵送（書留郵便で締切日必着）又は持参してください。

別記【問い合わせ先・提出先】参照

(1) 募集期間

平成28年5月2日（月）から5月31日（火）まで（必着）

(2) 応募書類

応募者は、以下①～⑤の各様式を作成し、1部提出してください。募集要領の配布は、募集期間中、別記【問い合わせ先・提出先】において配布します。

（ただし、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで。）

各様式は、えひめ地域政策研究センターホームページ (<http://www.ecpr.or.jp/>) 又は愛媛ボランティアネット (<http://nv.pref.ehime.jp/>) からダウンロードすることもできます。

① 企画提案書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

③ 収支予算書（様式第3号）

④ 団体概要書（様式第4号）

事業実施主体の下記書類

ア 定款・規約・会則等

イ 申請時の役員名簿

ウ 前事業年度の事業報告書及び収支決算書（決算期を迎えていない団体については不要）

エ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

⑤ その他参考になる資料があれば添付してください。

また、応募後必要に応じ、追加資料の提出、提案内容の追加・修正、ヒアリング等の対応をお願いすることがあります。

※ 応募に係る経費はすべて応募者の負担とします。また、提出された書類は、理由のいかんに関わらず、返却いたしません。

8 審査

- (1) 審査は、選考委員会で行います。書類による一次選考の後、申込内容について公開でヒアリング又はプレゼンテーションをしていただきます。なお、ヒアリング又はプレゼンテーションの実施は、6月中旬の実施を予定しており、その詳細については別途お知らせします。

※ 審査に当たっては、必要に応じて事前に提案に係る団体等に意見を求め、審査の参考とする場合があります。

《審査の基準》

区 分	内 容
事業の趣旨・目的に合致するか	・ 事業の趣旨に合致するか ・ 目的、計画が妥当であるか
地域の諸課題の解決に向けた先進的・発展的な取り組みであるか	・ 事業に新規性・先進性はあるか ・ 事業により大きな成果を期待できるか（仕組みや地域を変えることができるか） ・ 事業に継続性・発展性はあるか ・ 事業に普及性はあるか
独自資金獲得に向けた仕組みになっているか	・ 寄附や収益事業等による独自資金獲得の見込みはあるか ・ 民間主体の活動により、資金が地域で循環する環境が整うことが期待できるか
地域の諸課題解決のために多様な担い手からなる体制を整備できるか又は整備しているか	・ 多様な主体が関与する仕組みとなっているか ・ 事業終了後も体制が継続し、地域の課題解決に引き続き取り組めるか

9 採択・決定

審査後、採択された事業実施者には採択について文書で連絡します。

なお、事業が採択された予算の範囲内で助成額の調整を行う場合があります。

10 その他

- (1) 採択された事業実施者は、別途定める補助金交付要綱の規定により、関係書類を提出するとともに、適正な事務処理・経理処理をお願いします。

補助金交付要綱は、募集期間中、別記【問い合わせ先・提出先】において配布します。

(ただし、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで。)

- (2) 定期的に事業に係る成果を取りまとめ、事務局に報告していただきます。また、随時打合せ会等を開催します。
- (3) 提出いただいた提案内容、事業の実施状況及び前号の報告等の内容については、その概要等をホームページ等により広く紹介させていただきます。

【問い合わせ先・提出先】

公益財団法人えひめ地域政策研究センター

〒790-0065 愛媛県松山市宮西1丁目5番19号

TEL: 089-926-2200 FAX: 089-926-2205

電子メール: info@ecpr.or.jp d-tanaka@ecpr.or.jp 担当: 田中